

『国民年金保険料の納付額のお知らせ』を送付します！

社会保険庁では、本年度から国民年金保険料を納付された方へ、年に1回納付額などの状況をお知らせすることにしました。平成16年中に納付された方へは、この「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を平成17年2月中旬に送付する予定にしています。

なお、国民年金保険料は、全額が社会保険料控除として認められているため、確定申告を行うことができますが、平成17年分の申告（年末調整・確定申告）からは、保険料納付証明書の添付が必要となる予定ですのでご注意ください。

詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問合せください。

特別障害給付金 —平成17年4月から始まります—

1 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

2 対象者

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入者対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被雇用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

3 支給額

1級：月額5万円（2級の1.25倍）

2級：月額4万円

- ・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります
- ・所得によって支給制限となる場合があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- ・支払は、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。（初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

4 窓口

- ・請求の窓口は、住所地の市町村役場です。
- ・障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務所（社会保険庁）で行います。

5 事務の開始日

平成17年4月1日からです。

6 ご注意いただきたいこと

①給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。

（4月に請求いただくと5月分から支給額を計算します。）

請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から受け取るためには、17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な書類が全部そろわない場合であっても、まずは、4月中に市町村窓口で請求書を提出してください。

②障害認定事務は、過去の状況を確認する必要がありますなど非常に時間がかかる場合があります。

個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

7 お問合せ窓口

最寄の社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

国民年金・厚生年金相談会開設のお知らせ

2月10日(木)10:00～15:00大原町総合センターでおこなわれます。当日は、津山社会保険事務所から年金担当の専門官が来られますので、あなたの年金について尋ねてみたいことがあれば、お気軽にお出かけください。